

無償資金協力事業における銘板及びステッカー（日章旗マーク）の標準仕様について

1. 銘板・ステッカーの対象

無償資金協力事業により建設された全ての施設を対象として、銘板を設置します。また、無償資金協力事業により調達されたすべての物品・機材（予備品・付属品等を含む。）について、ステッカー（日章旗マーク）を貼付します。ただし、消耗品や著しく小型の物品・機材、壊れやすいもの、貼付することにより物品・機材の効用が損なわれる恐れのあるものについては、貼付を省略することができます。また、パンフレット等の出版物にも表示することとします。

2. 標準仕様の原則

標準仕様については、受贈国政府の要望等、現地事情を考慮した多少の変更ができることとします。ただし、日章旗のデザインについては、「国旗及び国歌に関する法律」（平成11年法律第127号）別記第一「日章旗の制式」に従ってください。

業者から銘板の最終的な図案及び設置場所（正面玄関など人目に付くところが望ましい）、ステッカーの最終デザインが提出された際に、具体的規格や図案を受贈国在外公館に提出し、了解を取り付けてください。在外公館がない国については、JICA 本部を通じ外務省本省から了解を取り付けることとします。

3. 銘板の標準仕様

(1) デザイン

以下の例を参考として、日章旗又は両国（日本及び受贈国）の国旗を銘板と共に描くものとする。

日章旗	受贈国 国旗	日章旗	(銘板)
(銘板)			

(2) 銘文

以下の文言を原則とし、竣工年を記載する。現地公用語での表示と二段書きにすることが望ましい。

【案件名】 GRANT AID FROM THE PEOPLE OF JAPAN AS A TOKEN OF FRIENDSHIP AND COOPERATION BETWEEN JAPAN AND 【相手国名】 20XX

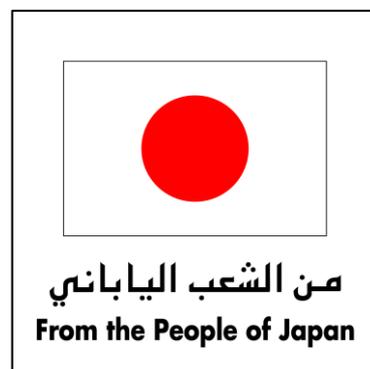
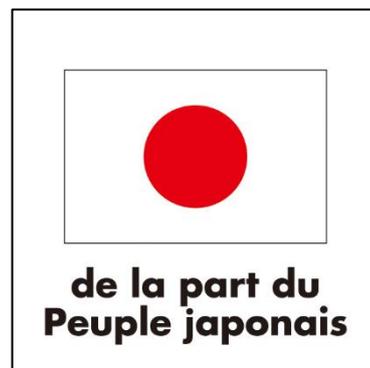
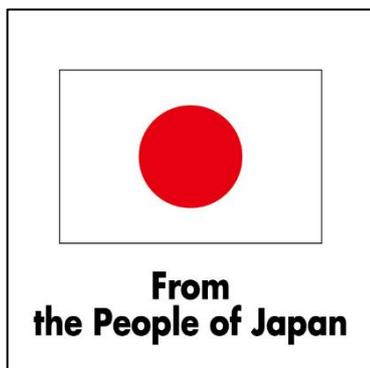
仏文：DON DU PEUPLE JAPONAIS COMME SYMBOLE DE L'AMITIÉ ET DE LA COOPÉRATION ENTRE LE JAPON ET 【相手国名】

西文：DONACIÓN DEL PUEBLO JAPONÉS COMO UNA PRUEBA DE AMISTAD Y COOPERACIÓN ENTRE JAPÓN Y 【相手国名】

4. ステッカーの標準仕様

(1) デザイン

以下を標準のデザインとする。



(2) サイズ

大 (25×25cm)、中 (10×10cm)、小 (5×5cm) を標準サイズとし、物品・機材に併せて設定する。最小使用サイズは3×3cmとする。

以上